

電設協発 29 第 119 号  
平成 29 年 7 月 26 日

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞 様

一般社団法人 日本電設工業協会  
会 長 山 口



**働き方改革実現に向けて  
(現場管理社員の長時間労働改善に向けてのお願い)**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より本会の事業に関しまして格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

政府は、「働き方改革実現会議」において、建設業における長時間労働の是正を含めた「働き改革実行計画」を策定されました。

電気設備工事業界としても、現在の労働環境を放置すれば、若年者の入職が進まず、人手不足が加速し生産体制が破綻すると懸念しているところであり、政府の決定を受け、長時間労働の是正に精一杯努力したいと考えております。

しかしながら、受注産業としての特性等から業界内の努力だけでは解決できない要因も多いと考えております。

工期の全体スケジュールがタイトであることが多いためもありますが、特に電気設備工事における現場管理社員には建築の工程遅れによる「しわ寄せ」が工期終盤を担う電気設備工事会社に大きくのしかかることなどによる長時間労働が発生しています。このため、過重労働や経費の増加、現場の安全への影響が懸念されるとともに、建設工事の品質、性能の低下等の弊害をもたらし、企業の健全な維持、発展をも揺るがしかねない重大な問題となっています。

当協会では会員企業を対象に平成 23 年 8 月に「現場管理社員の労働条件等に関するアンケート調査」を行なっておりますが、今般、働き方改革実現の方針を受けそのフォローアップ調査を実施いたしました。その結果、繁忙期には、現場管理社員の約 80%が 60 時間超の所定外労働をしており、週休日についても 4 週 4 休以下が約 90%を占めるなど前回調査から改善が進んでいない実態が浮き彫りになりました。所定外労働が発生する要因としては、改善が進んでいる面もあるものの、工程遅れや設計図の不備、設計図の変更に対応するための業務量の増大等が多く挙げられています。

当協会といたしましても、「働き方改革」による現場管理社員の長時間労働の是正を目指し、自助努力として一層の生産性向上に努めてまいり所存でございます

が、建設生産物の品質や性能を確保し、顧客に対して良質な電気設備を提供するとともに、現場管理社員が健康を保持し生活のための時間を確保して働くことができるよう、現場管理体制の改善を図りたく、貴会に対し下記の事項を要望いたします。

なお、貴会では地域建設業が目指すべき働き方の方向性を明らかにする「働き方改革行動憲章」（仮称）の策定を進めておられます。当協会としても、建設業界における働き方改革の実現には、施主を含めた関係者、社会全体の理解が必要であり、業界全体でその環境整備に取り組めればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

## 記

### 1) 適正工期の確保

- ①4週8休（完全週休2日制）や不稼働日を考慮した工期設定をお願いしたい（計画的工期設定）。
- ②試験運転調整期間を考慮した工期設定をお願いしたい（概成工期）。
- ③前工程の建築工事が遅れた場合には、発注者、元請業者と下請業者が協議し、マスター工程表の竣工日を伸ばす等の対応をお願いしたい。
- ④工事施工中における工程確認の徹底をお願いしたい。
- ⑤工期変更に伴う精算をお願いしたい。
- ⑥ノー残業デーの実施、現場の土曜閉所等の取り組みを実施して頂きたい。

### 2) 設計図の精査

施主の要望事項を十分に盛り込み、建築、設備、電気の整合が取れ、精査された設計図を作成して頂きたい。

### 3) 現場管理体制の強化

- ①現場管理体制をより一層強化して頂きたい。
- ②発注担当者や設計会社、関連工事会社との調整を的確に行って頂きたい。
- ③本来、元請業者がすべき業務をきちんと線引きして頂きたい。
- ④疑義に対する回答、指示を速めるため、ワンデイレスポンスを導入して頂きたい。

### 4) 安全・品質等に伴う資料の低減

- ①書類の簡素化・統一化を図って頂きたい。
- ②電子納品に伴う提出書類の精査を行って頂きたい。

### 5) その他

「建設業法令遵守ガイドライン（改訂）」を遵守して頂きたい。

以上